

「浦和ロックシティ 再始動！！」実行委員会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「浦和ロックシティ 再始動！！」実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所をさいたま市浦和区高砂 3-10-4 埼玉建設会館 2階 株式会社アルコグランデ県庁前営業所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、浦和ロックシティの再現としたプロによるライブと、アマチュアによるライブからなる総合イベント「浦和ロックシティ 再始動！！」を準備、実施、運営する。音楽活動する者たちの夢や希望を応援と地域活性するための活動支援イベント事業で、地域の交流をさらに深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「浦和ロックシティ 再始動！！」の企画に関する事項。
- (2) 「浦和ロックシティ 再始動！！」の広報に関する事項。
- (3) プロによるライブの開催に関する事項。
- (4) アマチュアによるライブの開催に関する事項。
- (5) 報告書「浦和ロックシティ 再始動！！」の作成に関する事項。
- (6) 「浦和ロックシティ 再始動！！」の予算及び決算に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第2章 組織

(委員)

第5条 本会に、委員および監事を置く。

- (1) 委員は、「浦和ロックシティ 再始動！！」の準備、実施、運営にあたる。
- (2) 監事は、本会の会計及び業務の執行状況を監査する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 事務局長 1人

- (4) 書記 1人
- (5) 監事 1人

(職務)

第7条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員任期は、本会の解散までとする。

第3章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 拠出金
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) その他の収入

(会計期間)

第10条 本会の会計期間の始期は2020年8月1日、終期は解散までとする。

- 2 本会の会計に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 解散

(解散)

第11条 本会は、第3条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第5章 補則

(その他必要な事項)

第12条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規約は、2020年8月1日から施行する。